

## 海老名市外部労働者等からの公益通報事務処理要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、「公益通報者保護法の一部を改正する法律（令和2年法律第51号）」により改正された公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）を踏まえて、市において、外部の労働者等からの公益通報を適切に処理するため、市が行う当該事務処理の基準を定めることにより、公益通報者の保護を図るとともに、事業者の法令遵守を推進し、もって、市民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公益通報 法第2条1項に規定する公益通報をいう。
- (2) 労働者 法第2条第1項に規定する労働者（法第7条に規定する一般職の国家公務員等を含む。）をいう。ただし、市を労務提供先とする事業者の労働者を除く。
- (3) 労務提供先 法第2条第1項に規定する労務提供先等をいう。
- (4) 公益通報者 法第2条第2項に規定する公益通報者をいう。
- (5) 通報対象事実 法第2条第3項に規定する通報対象事実をいう。
- (6) 事務所管課 法別表に掲げる法律の規定に基づき、通報対象事実について処分（命令、取消その他公権力の行使に当たる行為をいう。以下同じ。）又は勧告等（勧告その他処分に当たらない行為をいう。以下同じ。）をする権限に係る事務を所管する市の機関（海老名市行政組織規則（昭和47年規則第10号）第2条第1号に規定する本庁機関、海老名市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則（昭和46年教委規則第1号）に規定する課、室及び教育機関、海老名市選挙管理委員会規程（昭和40年選管告示第5号）第12条第1項に規定する事務局、海老名市監査委員条例（昭和57年条例第12号）第3条に規定する事務局及び海老名市農業委員会規程（昭和48年農委告示第1号）第15条に規定す

る事務局をいう。)をいう。

(職員の義務)

第3条 公益通報の事務に従事する職員は、公益通報を行った者が、第三者をして特定されないよう十分に配慮するとともに、当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

2 公益通報を受けた事案について特別の利害関係を有する職員は、当該公益通報に係る事務に関与してはならない。

(公益通報窓口)

第4条 公益通報の相談及び受付は、消費生活相談事務所管課（以下、「受付所管課」という。）において行うものとする。

(公益通報の受付方法等)

第5条 公益通報は、電話、文書（郵便、電子メール、ファックス等によるものを含む。）、面接その他の方法により受け付けるものとする。

2 公益通報を行う者は、労務提供先の名称（職員にあつては所属）及び連絡先を明らかにし、通報対象事実、当該事案の状況及び通報内容が真実であると信ずるに足りる相当の理由を市長に通知するものとする。

(公益通報の審査等)

第6条 事務所管課及び受付所管課は、通報を受け付けた場合、次に掲げる要件のすべてを満たしているか審査を行うものとする。

(1) 公益通報をした者が、次のいずれかに該当する者であること。

ア 通報対象事実に関係する事業者には雇用されている労働者

イ 当該事業者を派遣先とする労働者派遣契約により従事する労働者

ウ 当該事業者と請負契約その他の契約を締結している事業者に従事する労働者

(2) 公益通報が、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他不正の目的によるものでないこと。

(3) 公益通報の対象者が、労務提供先等であること。

(4) 市が権限を有する通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている場合であり、かつ、そのことを信ずるに足りる相当の理由があること。

2 市長は、当該審査において必要と認めた場合は、当該通報者に対し資料の追加を求めることができる。

3 第1項の要件をすべて満たしている場合であっても、当該通報に係る調査等が既に実施され、措置が行われ、又は調査を行うことが相当でない特段の事情があると認めるときは、当該調査を行わないことができる。

(審査の通知)

第7条 市長は、前条に規定する審査の結果、当該通報を公益通報として処理すると認められた場合（前条第3項の規定により調査を行わない場合も含む。）は、その旨を遅滞なく公益通報者に通知するものとする。

2 市長は、前条に規定する審査の結果、当該通報を公益通報として処理しないと認められた場合は、その旨及びその理由を遅滞なく通報者に通知するものとする

3 市長は、通報内容が、市に権限が無い通報対象事実であった場合は、通報者に対し、該当する行政機関を遅滞なく教示するものとする。

(調査)

第8条 事務所管課は、当該公益通報について、調査の必要があると認めるときは、他の機関の協力を得て、関係者からの事情の聴取その他法令に基づく調査を迅速かつ適切に行うものとする。

2 前項の調査の実施に当たっては、適切な法執行の確保、利害関係人の営業上の秘密、信用、名誉、プライバシー等に配慮しつつ、関係者の人権が不当に侵害されないよう配慮しなければならない。

3 第1項に規定する調査を行う場合は、公益通報者が特定されないように十分配慮しなければならない。

(調査の進捗状況等の通知)

第9条 事務所管課は、調査の進捗状況について、適宜受付所管課に報告しなければならない。

2 市長は、調査の進捗状況について、公益通報者に対し適宜通知するものとする。

3 事務所管課は、調査が終了したときは、速やかに、当該調査の結果を取りまとめ、受付所管課に報告しなければならない。

4 市長は、前項の調査結果の報告を受けた場合は、公益通報者に遅滞なく当該調査結果の通知を行うものとする。

5 市長は、調査の結果、次条に規定する措置をとる必要が無いと認めた場合にあっては、前項の通知にその理由を付記するものとする。

(措置の実施)

第10条 事務所管課は、調査の結果、当該通報対象事実があると認めたときは、速やかに、法令に基づく措置その他適切な措置（以下「措置」という。）を講じるものとする。

(措置の通知)

第11条 事務所管課は、前条に規定する措置を講じたときは、当該内容を受付所管課に報告するものとする。

2 市長は、前項の措置を講じたときは、当該公益通報者に前項の措置内容を遅滞なく通知するものとする。ただし、当該公益通報者が、特に通知を望んでいないときは、この限りでない。

(守秘義務)

第12条 市長は、公益通報者に通知を行う場合は、適切な法執行の確保、利害関係人の営業上の秘密、信用、名誉、プライバシー等に配慮しなければならない。

(処理の記録)

第13条 市長は、公益通報事案の処理に係る記録及び関係資料を、通報者の秘密保持に配慮して、適切な方法で管理しなければならない。

2 前項の記録及び関係資料の保存年限は、10年間とする。

3 前項の保存年限にかかわらず、当該公益通報に関し争訟が生じていることを確認した場合にあっては、当該争訟が終結した後10年間保存しなければならない。

(他の行政機関との協力)

第14条 通報対象事実が複数の法令に該当する等の理由により、処分等の権限を有する行政機関が海老名市を含め複数ある場合においては、市は他の行政機関と連携して調査を行い、又は措置を講ずる等相互に緊密に連携し、協力するものとする。

2 この要綱に規定する事務処理について、他の行政機関その他公の機関から協力を

求められたときは、協力を拒むことにつき正当な理由がある場合を除き、必要な協力を行うものとする。

(公益通報以外の通報の取扱い)

第15条 市長は、公益通報以外の通報を受け付けた場合は、事業者の法令遵守の取組みを推進するため、必要に応じこの要綱の例により、適切に処理するよう努めるものとする。

(事業者及び労働者等への周知等)

第16条 市は、法に関する通報窓口、通報対応の仕組み等について、周知するよう努める。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、その他必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から適用する。